

デートDV 専門相談員 規程

1. デートDV 専門相談員の目的

デートDV の周辺で起きる様々な問題について、被害者だけでなく、その保護者や教職員、また加害から立ち直ろうとする人への相談対応を行うと同時に、それぞれの問題についての専門機関との連携をコーディネートすることを目的とする。

2. デートDV 専門相談員の認定

デートDV 専門相談員は、認定 NPO 法人エンパワメントかながわ（以下、「エンパワメントかながわ」という。）が主催する「デートDV 対応スキルを学ぶ基礎研修」「デートDV 相談対応専門研修（演習コース・連携コース・研究コース）」全 30 時間を修了した者の中から、エンパワメントかながわが選考し認定する。

3. 認定期間および特典

i 認定後 1 年間とし、1 年ごとに更新する。

ii 認定者には、エンパワメントかながわが認定証を発行すると共に、ホームページ上に名前、修了年月日、活動地域、所属等を掲載する。

4. 責務（守秘義務および連絡会への所属）

i デートDV 専門相談員は、その活動で知り得た個人情報や守秘に関わる事項について、第三者に一切漏洩しないことを誓約する。守秘については認定期間終了後も遵守することとし、万が一、漏洩があった場合には、その賠償の責を負う。

ii デートDV 専門相談員連絡会に所属する。

5. デートDV 専門相談員連絡会（通称 TOTS (Team of Teen' s Supporters)）

i 本会は、デートDV 専門相談員によって構成され、デートDV 専門相談員がデートDV とそこに付随して起きる様々な問題についてのより適切な対応を行うことを目的として、互いに相談対応スキルの向上を図るための事例検討、情報共有等を行う。

ii 本会は、年間 3 回以上テレビ会議を使用した事例検討会を開催し、デートDV 専門相談員は、年間 1 回は必ず事例を提出する。

iii 本会の運営は、エンパワメントかながわが行う。

iv 会員は、年間 1 万円の会費を納入する。会員は、エンパワメントかながわが主催する上記 2. の研修を無料で受講することができる。

6. 認定の取り消し

デートDV 専門相談員が上記の責務を怠った場合にはエンパワメントかながわは即時に認定を取り消し、デートDV 専門相談員は認定証を返還するものとする。

附則

1. 本規程は、2019 年 4 月 1 日より施行する。

2. 2019 年度については、デートDV 専門相談員の連絡先は、エンパワメントかながわ事務所のみとする。